

国立大学法人浜松医科大学における研究者等の行動規範

制定 平成27年2月12日（教育研究評議会承認）

改正 平成30年10月29日（役員会決定）

国立大学法人浜松医科大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び事務職員や技術職員をはじめとする研究活動を支援する者（以下「研究活動支援者」という。）に対し社会から求められている倫理的な判断と行動を成し、社会の信頼を確保するため、ここに行動規範を定める。

本学の研究者及び研究活動支援者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

（研究者の目標）

1. 研究者は、新しい知識を求めて日々努力するものとする。

（研究者の責任）

2. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

（研究者の行動）

3. 研究者は、科学の自立性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

（自己の研鑽）

4. 研究者は自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

5. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録を一定期間保存し、必要な場合には開示するなど、厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

8. 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止、それを可能にする公正な環境の確立・維持に努める。また、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組み、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守等)

9. 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則、使用ルールを遵守し、不正使用をせず、公正、公平かつ透明性を確保し、社会の疑惑や不信を招く行為を厳に慎む。また、研究活動支援者は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うとともに、不正行為を未然に防止するよう努める。

(研究対象などへの配慮)

10. 研究者等は、被験者等の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

11. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

12. 研究者等は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

13. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。